## 令和4年度第16回国立市人権・平和のまちづくり審議会

- 1. 日 時 令和4年(2022年)9月22日(木)午後4時30分~6時30分
- 2. 場 所 国立市役所 第1・2会議室
- 3. 出席者 委員8名

委員 炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、韓委員、藤沢委員、 三井委員、渡邉委員

事務局 4名(松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、桑代主事)

【炭谷会長】 審議会を開会します。本日の欠席は神田委員、呂委員の2名です。本日はまず、これまで6月7月に審議しました人権救済、相談支援体制の構築について、議論を踏まえた整理を皆様と一緒にしたいと思います。その後、人権教育、啓発の推進について審議を行います。途中、休憩を10分程度挟みます。

なお、議題に入る前に、審議会として答申に向けて内容を詰めていく段階になりましたので、 今一度、ここで審議会の役割と答申の出し方について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 皆様のお手元に、本日の資料として諮問書と条例の条文をお配りさせていただいております。過去に配らせていただいているものです。今後、答申を皆様から頂く目途としましては、来年の3月を1つの目途としているところですが、実際に答申案について、そろそろまとめていこうというような議論が前回等も出てまいりました。そこで、答申案としてどのような形でおまとめいただいて、答申いただくかというところを今一度ご説明したいと思います。

諮問書には、大きな1として諮問事項、「人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定」とありますが、その下、大きな2に「諮問理由」ということで書かせていただいております。審議会のご意見を伺うということで、下には(1)から(6)の項目について、今、まさに議論を頂いているところですが、実際には基本方針自体は、皆様からの答申を頂いた後に、国立市として市長が基本方針を定めるという形になります。ですので、ここで答申を頂いた後、そこの内容に沿って市のほうで基本方針という形で、文言ですとか内容とか体裁を整えた上で基本方針という形で出していくということで考えております。ですので、審議会の議論というのは、その中でどういう項目にはどういう意見としてまとめていくかということをぜひ皆様の中で検討いただきたいというところが、今まさにというところです。

1つ、今、各項目で委員の皆様から意見を頂いておりますが、例えば10本の意見が出たときに、審議会として例えばどこの意見にまとめていくのか、10本全部頂いたときに、並列としていただくのか、その中でも10本中、例えばここを優先的に市には基本方針にまとめてもらいたいという意見がありましたら、そういう議論も少し今後頂ければと思っております。

ここは1つ、基本方針としての答申にまとめていただくというところになりますので、文言の確認なんかもこの後出てくると思いますが、一言一句ということよりは、大きな考え方としてどういうふうに意見としてまとめるかということで、またご議論いただければと思っております。

そして、もう1つがパブリックコメントです。この間スケジュール上では、12月に市民から意見を募集するということを示してまいりましたが、今一度、このパブリックコメントのご説明をいたします。基本方針を最終的に市が定めるに当たっては、最終的にはパブリックコメントを

取らなければいけませんが、正式なパブリックコメントは審議会の皆様から答申を頂いた後に、 市が基本方針の案を定めた段階でパブリックコメントとして市民の皆様に意見を問います。です ので、3月、または皆様の委員の任期としては6月末まで任期がありますので、その辺りで答申 を頂いた後にという形が、この基本方針を定めるに当たってのパブリックコメントになります。

今まで12月に一度パブリックコメントを開いてはということでスケジュールに入れさせていただいておりましたが、ここは皆様の中で改めて今、議論している中ですけれども、市民の皆様の意識とか意見をぜひ聞いて取り入れたいという考え方になるようであれば、意見を募集することはあってもよろしいかと思います。ただし、必ずしもではないというところだけ、一度確認させていただければと思っています。

また、パブリックコメントをした際には、市民から意見が出てきます。その意見に対して、一定程度の回答をする必要性が出てきます。ですので、今の議論の中で、意見を聞いて意見が市民から来たときに、またそこに対して回答を考えるという事柄が出てきますので、何分今まさに様々な意見をまとめ上げている段階と考えますと、この後12月という時期に、この審議会として果たして公に出すまでの基本方針の中身がまとまってくるかというと、今のスケジュール上少し難しいのではないかなと思っております。ここは皆様のご意見を頂ければと思います。12月のパブリックコメントは必須ではないということだけ、お伝えさせていただきたいと思います。

基本方針と答申の頂き方と、パブリックコメントについてご説明は以上となりますが、会長、 副会長、いかがでしょうか。

【炭谷会長】 今この審議会では、基本方針を作るに当たって、条例で定めておりますように、基本方針にこれは盛り込むべきで重要なものというような意見を提言することになります。この場合、中身はどうしても1つにまとまらなくて、少数意見も併せて並列的に書くという場合も、普通の答申では当然よく起こるケースです。ただ、それをどのように市長がその後判断されてまとめられるか、条例ではこれを尊重してやるということになっていたのではないかなと思いますので、当然この審議会の意見というのは、大変重要視されてやっていただくものと思っております。事務局の説明等について、ご意見等がありましたらお願いします。

【三井委員】 会議に入る前に、前回の審議会で私の言った提案が軽く受け取られたように思え、もう一度言いたいです。何しろ文字盤で話すとやはり話す意図は通じないので、この時間を借りて私の考えを言います。条例骨子案も見直して書いています。

前回の審議会において他の委員から、事例を1つ1つやっていくという私の提案について、時間がかかり過ぎてまとまらなくなる、大枠があるのだからそれに沿っていかないと進まなくなるのではないかというご意見がありました。条例を作るのはみんなが泣かないためのものです。条例に関わる人たちの中で差別意識があったらどうするのですか。この審議会に出ていて、本当にすごい会議だと思います。ここに掲げてある全てに差別をしてはいけない、その意識を持たないといけない。だから、私は今までやってきた勉強会のものだけでも、どのような問題があり、どのように糸口を作っていくかを徹底討論していったほうがいいと思うのです。上から目線の人たちが集まって、この条例やもろもろ作ったら人権は守られなくなります。

例えば部落差別に苦しんでいる人が、しょうがいしゃの差別の実態は知りません。学者もそうです。どんなに名前が売れていても講演を聞くとがっかりします。この条例は人の生き方を左右するものです。がっかりなんてしていられません。ですから、どんなものを作るにしても物事を

知りどう相談に乗っていくか、何を話すにしても差別を知らないと話ができないと思うのです。 救済にしても、差別の要因が分からない人に救済の問題を根本的に解決することはできない。 だから、1つ1つの項目について、解決に至るまでの議論を交わしてくのではないでしょうか。 時間はかかります。しかし、あらゆる差別の検討をしていくには、かかっても当然だと思いま す。差別された当事者が泣かないためのものですから、中途半端なものは作りたくありません。 これが私が言いたかったことです。文字盤だと言いたいことの100分の1も言えないので、 時々こうして前回の課題を話させてください。陪席者が私の気持ちを精いっぱい伝えています。 私の提案というのは、基本方針案も進めつつ、差別の課題を話していく。いかがでしょうか。

【炭谷会長】 ありがとうございます。大変貴重なご意見だと思います。三井委員のご意見について、ご意見があればお願いいたします。大変貴重なご意見で、本当にこれから深くこの審議会でも十分これを踏まえていろいろ議論しなければいけない論点を言っていただいたのではないかなと思います。

特に付加的なご意見がなければ、今の三井委員の意見を踏まえまして、また実際に出されたご 意見というのは、我々答申案をまとめる前提として深めていかなければならない機会があろうか と思いますので、その機会に議論をしていくと心に留めておきたいと思います。それぞれの項目 ごとに今のようなことが出てくるのではないかなと思いますので、進めさせていただきたいと思 います。今、出ましたご意見の詰め方については、また私と事務局で諮らせていただきまして考 えていきたいと思います。

それでは、答申のまとめの方針について、これは条例で書いてあることですので、特にご意見がなければ、このような共通認識で進めさせていただければと思います。では、議題に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料1をご覧ください。こちら、前々回と前回に皆様にご議論いただいた、救済と相談支援体制に関することで、ご意見が出たものについて取りまとめたものとなります。

資料の作りですけれども、上半分のものとその下に附帯意見と書いている作りになっていまして、上のほうに書かれているものについては、少し具体的に観点があるものについて記載しているもので、附帯意見のところは、全体に係る総論的な部分について書かせていただいているというものになっています。

上からですけれども、相談支援体制に関することとして、相談から問題解決までの流れや、実効的な対応・支援につなぐための縦、それから横の連携について、仕組みを一層整えることという意見です。それから、例えば医学的な支援が必要となる場合もあるというご意見を頂きましたけれども、法務局等との制度的な連携のみならず、様々な視点での体制を構築することといったご意見。また、人権に関する総合的な窓口、相談体制窓口を構築する場合であっても、その相談員の適正性が重要で、単に例えば特定の分野の資格等を保有するのみではなく、その者が適切かどうかというものはその人の人権感覚や、それまでの実績を重視することが必要であるといったご意見も頂いていました。

それから、効果的な広報や丁寧な情報発信に努めることを通して、相談者に寄り添った支援を行うこと、SNSの活用を含め多様な入り口のある相談支援の体制を構築するべきであるといったこと、他の自治体の状況等も参考に体制について不断の見直しを行うことといったご意見をまとめさせていただいています。

その他、附帯意見というところですが、総論的な部分となっていますけれども、どのような相談支援体制を今後構築する場合であっても、単に体制を整備するだけでは人権課題の解決にはつながらない。また、市民から相談されるには、行政が市民から信頼されることが重要であるというご意見としてまとめさせていただいています。また、2番ですけれども、表面化してこない問題ですとか、社会的孤立に陥っている方がいることを念頭に、人と人とのつながりの大切さやまちづくりが最も重要であることを前提とした人権施策にとどまらない市政全体として人間を大切にした政策を行うことが重要であるという俯瞰的な意見として記載させていただきました。

次に、救済に関することです。まず1番ですが、人権侵害の種類や内容によって適切な救済内容はそれぞれ異なる。被害者の自立支援のため、画一的な制度運用ではなく、個々の事案に丁寧に反応できるようにすることが大事であるという意見です。

2番は、インターネット上での差別的書き込みについては、内容によっては法務局等の適切な機関へ調査要請や削除要請を行うことも視野に、一部自治体でもう既に実施されているところが多いですけれども、モニタリング事業の導入を検討するなど、その対策を早期に講じることといったこととしてまとめています。

3番は、特に明確な差別意識を持った明らかな人権侵害の対応については、その言動を直ちに やめさせるべく、あらゆる救済手段を講じるべきであるという点。また、一部地方公共団体が制 度化している救済手法、人権侵害を行った側に対する勧告ですとかその公表、罰則も参考に、国 の法整備の状況や市の実情等を踏まえ、実効性のある救済手法について検討すること。また、併 せて、独立した第三者機関が公平・公正な立場で侵害の内容を判断する仕組みについても検討す ることといった形でまとめさせていただいています。

総論的な附帯意見としては、その下の2つです。市は人権侵害を許さないという基本姿勢を改めて明確にした基本方針とすることが重要であること。また、国や他自治体に対する意見表明として、まさに今、差別が起こり続けているという現状ですとか、国や行政の責務について伝える内容及び市としての人権・平和のまちづくりの考え方を改めて伝える内容とすることが重要であることといったまとめ方をさせていただきました。2番です。例えば罰金を払えば人権侵害言動が許されるといった誤ったメッセージとならないよう注意が必要であること。その言動によって、当事者がどれだけ悩み傷つき、苦しんだかということを理解してもらう必要があり、そのための「対話」を重視する姿勢が重要であることといった形でまとめさせていただきました。

【炭谷会長】 この案についていろいろご意見があろうかと思いますので、自由に出していただければと思います。

【藤沢委員】 相談支援について。何がしかの相談を受ける場所が必要である、きちっとしたものが必要であるということについては、いろいろな方が言われていたかと思います。

どのような体制で相談を受けるかというところでいろいろ意見が出ていたかと思いますが、恐らく横との連携とか、場合によっては国に提起するとか、そういうことも含めて、そういうことが必要だと。やはり私が言いたいこととしては、連携したことをいろいろやるには、やはり縦割りはこうだなと油を売っていてもしようがないわけで、そこのところをやはりちゃんとできるような法的な裏づけだとか、そういうものが必要になると思うのです。だから、単なる個別の相談を受ける窓口としてではなく、それはそれで必要かもしれないのだけれども、全体を見ながら、様々な状況に対処していく行政の責任ある体制というか。行政だけではなくて、市民もあります

し、民間やいろんな団体もありますから、そこと連携をしながらやるということも必要だと。そこのところも追記をいただきたい。やはり肝腎なことは、どことどう連携するということ、どうやるかということ。基本理念、基本方針ですから、きちんと押さえていただきたいと思います。これは市全体で取り組むのだよと。市民も協力して一緒にやるというフレーズになっているから、そのための場所を作る。そのことはやはり、その辺ができないと相談窓口なんか機能しないと思うのです。各部局に回したってなかなか、これはうちの範囲じゃないとか、見解上そうはならないよとかありますから。やはりそういう行政に対して、市長に、言わば審議会が提言するというか、答申を出す形になるわけですから、基本的には100%ちゃんとやるのだよねというか、こっちから言う話ではないのかもしれませんけれども。やはり当然市民に対しては、こうしてほしい、こういうふうにやりたいという考え方みたいなことも、例えば全て議会を通してないときはやらない、そういう場合によっては対応する話もあるのですかね。ここはそういうことはないと思いますけれども。事実そうなっていませんから、この審議会の構成も。

でも、そこのところはちゃんとやるよという、市民にも一定の協力は当然お願いするという話ですから、そこのところ条例に書いてあると言えば書いてあるのですけど。今後施策を進めていく上での市民、あるいは関係者団体、民間との協力とか協議とか、そこの場所は必要なのではないかと。それがないと、連携しようといったって連携になかなかなっていかない。官民一致という言葉は古いですけれども、そういう格好のことはきちっと打ち出してほしいなと思います。

【炭谷会長】 今藤沢委員のおっしゃったことは、骨子的にはこの原案に入っていたのではないかなと思いますけれども、少し強調すべき点とか、さらに付加すべきこと、今の意見を踏まえて、事務局で工夫をして入れさせていただきたいと思います。大体は今のこの中で、方向的には一致しているのではないかなと思います。

【大島委員】 私、市民委員なので、市民の立場から、私、市民を代表するわけではないですけれども、この文章を読んだときに、骨子はもちろんここに参加しているので分かるのですけど、例えば、まず相談支援体制に関することの1番目のところに、縦横の連携といきなり出てくるのですけれども、縦横の連携は何ですかという具体的な、これこれこういう縦横の連携というのがないと、市民の立場からすると分からないと思うのです。だから、その辺の補足説明がやはり必要かなと思います。

それから、その他の附帯意見のところで、単に相談体制を整備するだけでは人権課題の解決につながらないと言い切ってしまっていますけれども、体制を整備することは人権の解決につながらないのですかと、そういうふうに感じてしまうのですね。むしろ体制を整備することがまず大事で、それだけでは駄目だから、もっとこういうふうにしたいという書きぶりにしたほうが市民の立場からすると分かりやすい。

それから人権救済については、モニタリング事業といきなり出てくるのですが、モニタリング 事業とは何ですかという、初めて読む人は分からないです。だから、これこれこういうモニタリ ング事業と書いてくれないと、恐らくパブコメなんかやっても何のことだか分からないという、 そういう話が出てくるのではないかなと。私はここに参加しているから分かりますが。

それから3番目、独立した第三者機関。独立した第三者機関の意味は分かるのですけれども、何から独立した第三者機関なのかという、その辺を明確にしておかないとその意味がよく分からない。

【炭谷会長】 大島委員のおっしゃるとおり、誰でも分かるような形で修文したいと思います。

【押田委員】 先ほど藤沢委員がおっしゃられたこととも関連するのですが、例えば相談窓口というのは、基本的には様々な課題、最初から窓口を全部振り分けたりして、「あなた、こっちじゃないよ」みたいなそんな形の窓口では絶対駄目だと思います。いろいろな悩みを抱えながらも、やはりまずそこに最初に行って、そこで総合的にちゃんとそれぞれの課題があってもきちっと人権問題として相談に応じるという、そういう窓口がまず必要。ただ、そのときに、先ほど言われていましたけれども、取りあえずは行政のどこかの部署が相談の窓口にまずなると思うのですけど、その場合に必要に応じては、例えばここにも当事者委員がいらっしゃるわけですが、それぞれの人権の分野で今までいろいろな形で取り組んできた民間の、市民の側の人たちに対して、やはりいろいろ協力を求めるとか、その相談に対しては一緒に応じていくみたいな、そういう行政でとどまらない民間との関係、連携というのが私はすごく具体的に進めるに当たっては必要ではないかと思っています。

それは人権救済の部分でも当然で、窓口で全て専門的な対応がきちっとできるかといったら、 それはその限りでは絶対ないわけで、限りがあるわけですから当然救済の内容というのはやはり 極めて個々に具体的な問題として、救済の申出というのは必ずあるはずですから、それに対して やはり一番的確なそういう人材にうまくつなげるという、そういう柔軟な体制が絶対必要だとい う意味で、民間というか、市民というか、そういう人たちの連携、活用、そうしたものをきちっ としていくと、それを目指していくというような形の表現が必要なのではないかなと思います。

【炭谷会長】 先ほども藤沢委員から同趣旨のご発言があったと思いますので、何らかの工夫を して入れていければと思います。

【渡邉委員】 私も同じようなことを考えていました。条例では市民の責務とか事業者等の責務ということが書かれていましたので、それに対応するような意見というのがあったらいいなと思いました。 相談支援の体制についても人権救済についても、市のことについて書かれていたので、市民の責務に対応するという提案は難しいかもしれませんけれども、事業者等の責務に対応するような何か提言があるといいなと。具体的なことが言えないのですけれども、方向性としてはそういうことを考えています。

【炭谷会長】 具体的に申し上げると、例えば事業者であれば自分の職場における人権相談を受けると、そんなイメージを1つ描いていらっしゃるのですか。

【渡邉委員】 そうですね、そういったこともあるかと思います。

【炭谷会長】 分かりました。確かにそういう制度の整備などもやっているところもあろうかと 思いますけれども、実際に法律に基づいて職場でそういうものを置けという規定もありますか ら、総合的なセクションがあってもいいのかなとも思います。

【韓委員】 法制等はまた整っていくと思うのですが、若干気になったところがありまして、人権救済の中ですが、何人かおっしゃったこともやはり関わるその分かりにくさというのと、主語、誰の責務なのかみたいなこととも関わるかもしれないのですが、附帯意見の2の"対話"というのがとても気になりまして、ここの2だけを見ると、人権侵害を受けた当事者と、もしかしたらその人権侵害的な言動をした相手がいて、その対話ではやはりいけないので、そこは対話させてはいけませんし、もちろん当事者がどれだけ悩み、傷つき、苦しんだかを理解してもらう必要はありますが、それは当事者が担うものではないと思うので、責務としては。ここに"対話"

と入れてしまうと、若干語弊があると申しますか、誰と誰の対話なのだと。むしろ啓蒙なり、教育という意味で、被差別の現状なり苦しさを知る必要はありますが、それは対話という形で被害者と加害者が行うべきことではないと思うので、ちょっとこの文章だと若干意図するところが分かりにくいのですが、もしそういうことだとしたら、これはこういうふうに書いてはいけないのではないかと思います。

【炭谷会長】 大変重要なご指摘ですね。韓委員のご意見についていかがでしょうか。

【事務局】 言葉足らずの部分が多く失礼いたしました。今のご指摘の2ポツのところのまず "対話"というところは、まず市が何か、例えば罰金とかを科すような仕組みを整えたとして も、それだけで済む問題ではないので、いわゆる加害者に対してそういった罰金だけを科すよう な仕組みではなくて、あなたがやったことは、こんなに大変なことをあなたはやったのだよという対話を市と加害者がやっていくという趣旨の書きぶりを想定しているものとなります。

【炭谷会長】 そうすると、これは行政当局と加害者との対話、教育指導と似ていますね。分かりました。これはどなたかから出た意見を基にして書かれたのでしょうね。少し誤解のないように修文したいと思います。

【三井委員】 実は、昨日も政策経営課、福祉総務課、しょうがいしゃ支援課の方たちに来ていただいて、市民意識に関するアンケートが毎年ある中で、アンケートの中にしょうがいを持った人間が生活するのは当たり前と思うかみたいな内容があるのですね。そのことというのは、例に出して申し訳ないのですけれども、部落の人があなたたちのそばに住んでいていいですかみたいな質問と同じじゃないかということで、おかしいじゃないかということを問題提起したのです。

これをちょっとお話しするのは、2005年に「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」というのを出されて、それは私たちも関わりを持って当事者と行政が信頼関係の中でいろいろやってきて、2015年にはそれを基にした宣言条例というのもできているのですね。その中で、今、私たちの仲間が地域福祉計画の委員をやっていたりするのですが、それもそれでやっているのですが、基本的にしょうがいしゃが地域の中で住んではいけないのではないかみたいに受け取られるような質問が3年ぐらいにわたって出ていたので、これはちょっと許せないということで話をしたのです。こちらは信頼関係があったと思っていたのですけれども、市の職員なんかの研修などがちゃんとできていない中で、「あたりまえ宣言」というのも知らないとか、そういうものが全然伝承されていないものだから、結果的に知らないうちに差別をしているという結論に至った。昨日そういう結論に至って、健康福祉部長が庁議で話をしてみるということになったのです。ですから、そういうところの機関を作っても、庁内も含めて、それから一般の市民も含めて、いろいろな形で繰り返して研修をしない限りはいつかはまた同じことが起きてくる。

例えば昨年度のアイヌ差別事案でも、市は市報でちゃんと明確な立場を表明されたりしていたし、それから、在日の方たちの問題でも明確な表現をされていましたけれども、日常の中で自分たちは当たり前にそうではないのだけれども、優しい差別みたいなことが行われてきているようなことをすごく感じたものですから、この問題とリンクするかちょっと分からないですけれども、やはり人権という意味ではすごく重要なことなのではないかなということを感じて今お話ししています。

【炭谷会長】 今の問題点、実は、福祉の中でよく起こるのですね。本当に相手を助けてあげるとか、してあげるという発想というのは、なかなか抜けきれない。これを早く改めなくてはいけ

ないと、私自身も社会福祉基礎構造改革をやって以来、ずっとやっているのですけれども、あれから20年近く経ちましたけれども、なかなか無くならないというのが現状ですので、今の出されたご意見というのは、まさに次の啓発・教育に関係しますので、そこでもまた扱いたいと思います。

それでは、ここで一旦10分程度休憩を取りたいと思います。

(休憩)

【炭谷会長】 審議を再開します。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料2を御覧ください。上のほうに書いていますのは基本条例の教育のところを引用したものです。第13条として「市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取組を行うものとする」、第2項として「市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、国内外及び地域の実情に応じた啓発活動に努めるものとする」という基本条例になってございます。その下、人権教育、啓発に関する市の主な取組です。一部今後予定のものもございますけれども、例えばということで、令和4年度の主な取組を記載しています。

まず、市民全体に対する取組としては、今年度も実施しますが、くにたち人権月間ですとか、 駅前のパラソルで行っています様々な取組や情報発信がございます。また、各部署が取り組む 「わくわく塾」といった各種講座や公民館・図書館での講座や企画がございます。また、人権擁 護委員のネットワークでございます多摩東人権啓発活動地域ネットワーク協議会が毎年1月に人 権啓発の事業を実施しており、今年も小金井市で実施予定です。その他ですが、様々なポスター 等の掲示などとなっています。

次に、市職員に対する取組としてですが、人権条例やソーシャル・インクルージョン研修、こちら秋以降に今年も予定していまして、現在中身を検討中です。それから7月に、市の正職員のみならず会計年度任用職員や民生委員の方々にも参加いただいて、LGBT研修を実施いたしました。それから、昨年で申し上げますと、市内で発生した人権課題に応じた学習会なども実施しているという状況です。

次に、学校に対する取組として書かせていただいていますけれども、人権擁護委員による活動、例えば小学校では人権の花運動や子どもたちからの人権メッセージという取組がございますし、中学校では人権作文コンテストといったものも実施しています。また、今年度、12月の人権月間までの間に企画しているものですが、人権・平和のまちづくり審議会の委員のうちいわゆる当事者の委員の皆様による出前講座を10月、11月頃にかけて予定しています。そのほか、ジェンダーに関する出前講座も市内の小中高校、公立に限らず私立も含め、実施を予定していますし、教員研修といったものも書かせていただいています。

次に、資料3を御覧いただけますでしょうか。これまで審議会の場において、教育や啓発のことについて、皆様から時々のタイミングでご指摘もあったかと思います。それらを少し取りまとめさせていただいて、先ほどの資料1と同じようなつくりで審議会の意見案としてまとめさせていただいたものです。

まず、1番ですけれども、くにたち人権月間等、あらゆる機会や手段、講演会ですとか学習会、研修、インターネット、動画、チラシ、ポスター、冊子等を通じて、市民全体に向けた人権侵害は許さないという強い意思を発信するための啓発を行うこと。その際、関係機関や団体等と

の連携に加え、近隣自治体、それから平和文化を推進する他自治体とも連携し、その内容を充実 させることという内容で取りまとめています。

2番です。いわゆる国立市版の人権博物館のような、市民が日常的に人権・平和について考えたり、情報を発信したりする場が必要であり、そのための機運醸成に努めること。

3番です。学校教育においては、年間を通して計画的に人権教育を実施すること。また、単に 講話等を一方的に聞くような内容にとどまらず、実際に当事者と交流したり、当事者の抱える不 安や困難を疑似体験したりする中で自ら考え行動に移すことができるような教育とすること。

それらを俯瞰する全体的な意見として、附帯意見の1番目ですが、差別や偏見に苦しむ当事者の声を大切にし、広くその声を届けることが重要であること。また、"知らない"ことから起こる差別や偏見も多いことから、特定の分野に限らず様々な分野の人権課題について教育・啓発を行うことが重要であることといった形で少しまとめさせていただきました。先ほどと同様にまだ足りない観点等あるかと思いますので、ご意見のほうをよろしくお願いいたします。

【炭谷会長】 事務局から説明いただきましたように、これまでも人権教育と啓発について、これはよくご意見が出ます。それを踏まえて一応重要な点をまとめていただいたようですので、これを付加したほうがいいとかいうご意見も多いのではないかなと思いますので、自由にご発言をお願いいたします。

【三井委員】 以前にも一度お話ししたかもしれないのですが、私が昨年度の人権月間の一環で小学校に講演に行ったときに、その講演をした内容が、結局施設というところに入れられて苦しめられた経過などを子どもたちに話し、施設に閉じ込められていた部分で施設が要らないという話もした。すると学校の校長先生は、やはり学校というのは中立性を教えるところだから、そういう意見を言われたのでは今後はできないと言われたことがずっと疑問で、そこから先に全く進んでいない部分があるので、その部分が気になっています。それだと差別が分からない。だから、公教育についてどんなやり方があるのかを知りたいと思います。

【炭谷会長】 現在の人権の歴史の方向、流れ、またはこれは福祉の世界で我々にとってもう常識の話なのですけれども、そういう人権とか福祉の発展というのを十分勉強されていない校長先生だなとは思います。確かに学校の中での人権教育、これはどういうふうに捉えたらいいですかね。これは事務局のほうで何か説明が必要なのかどうか。学校教育における本当の人権教育というのをどう進めたらいいかというのをしっかりとこの中で書き込むというようなことで了解させていただければと思いますが。

【押田委員】 三井委員が言われたように、昨年は三井委員が学校に行って、いわゆる出前講座 というのですかね、それをやったと。今年計画しているのでは、三井委員もそうだし、在日コリアンの立場から呂委員だとか、アイヌのことでその当事者だとか、それから一応職業差別ということで私の名前も挙がっているのですけれども、そういう複数の出前講座をやろうということで、今、校長会なんかといろいろこれから話は進んでいく段階だと聞いています。

その際に、今、三井委員が言われたことというのは本当に大変重要なことで、何か中立という 立場から言うと、一方的な立場を表明することは何か悪いことだみたいな、そういう言い方でや れば、あらゆる様々な人権課題とかでも意見が分かれることがあれば、そのどっちかの立場に立 つこと自体が妨げられるようなことになりかねないので、これはやはり人権の問題を考えるとき には一番基本的なところだと思うので、そういう意味ではやはり校長先生なんかに対する、学校 に対する働きかけをこれからされると思うので、そこでやはりかなり強くそのことはきちっと伝えていただかないと駄目なのではないかなと1つ思います。

当然、あと、ここの中での人権教育、啓発というときの進め方としても、当事者の意見というのが、やはりちゃんと意見表明が大事にされるということがすごく大事なことだから、そのことについての記述もあればいいのかなと思います。

【事務局】 出張出前講座の件ですが、昨日市内の公立学校の校長会がございまして、市長室の職員が説明に行ってまいりました。授業のカリキュラム自体が毎年1月から2月に次年度のカリキュラムを組まれている現状もございまして、なかなか今年度、この10月、11月で取り組んでいただけるかどうかという部分もある一方で、来年度実施できるようなことを校長先生の方々はおっしゃっていました。学校の授業では、主に道徳や、今ですとSDGsというところで誰も取り残さないという視点で、いろいろな人権課題を授業の中で取り込んでいらっしゃるようです。そのカリキュラムの中で市内に住まれている当事者、三井委員であったり押田委員であったり呂委員の授業を取り組んでいただけるような形で、今年度に限らず、来年度以降も校長会などで働きかけていこうと思っているところです。

【押田委員】 そうすると、今年はそういう出前講座というのが極めて難しいと、時間的にないから来年送りだという、そういうふうに聞こえたのですけれども、そういうことでしょうか。

【事務局】 全くできないというわけではなく、学校に持ち帰っていただいて検討いただくような形となっていまして、昨日の時点では、例えば10月や11月は難しくとも、12月以降3月まででの実施は可能ですかという質問もございました。ですので、人権月間は12月というところではあって、そこまでに間に合わない可能性もありますが、今年度中の実施もないこともないという反応ではございました。この教育のところですけれども、やはり国立市とすると、公立の小中学校というのが、まずは市の中に教育委員会がありますので、直接的にそこが、教育となるとすぐにそこが出てくるわけですが、当然国立市内には私立の学校さん、大学も含めて多数ございます。なので、広い意味でいけば、教育というところはそういうところも入っていく。それは学校教育というところの部分ですけれども。そういう中で、この人権・平和に関しての取組ということを市としてどのように積極的に働きかけるかというところが、今回基本方針でまとめていく1つの考え方になってくると思います。なので、私どものほうが公立だけではなく私立も含めて、今、こういった様々な取組に声をかけているところもあります。

一方で、公立の小中学校の先生は東京都の任用になっているところもありますので、国立市で直接採用しているというわけではないと。そうすると人権の研修というものも当然ながら教育の観点、いわゆる東京都の観点であると思うのですが、国立市では様々な人権の研修に関しては、公立の小中学校の先生もどうぞご参加くださいと、一緒に研修を受けましょうという形でご案内をさせていただきながら、国立市としてはどういう人権の課題を持っていて、どういうことを今、解決したいのかということを実際にはその先生方にも理解していただくということで取組も並行して進めているところです。ただし、かなり先生の数もいますので、全ての先生に必ずしも伝えられているわけではありませんけれども、こういった研修というところも含めて、現在は取り組んでいるところがあります。

【韓委員】 ミクロの話になるかもしれないのですけれども、先程の流れで、もちろん当事者の 経験を伝えに現場に、現場というか学校等に出張、出前講座等に行くというのは貴重な、重要な ことだとも思う一方で、先ほどの三井委員の話もそうですけれども、受け入れる側が、もちろん話を聞く生徒たちというのは、そこで教育を受ける側なのでいいのですけど、例えばさっきの校長先生ですとか、それ自体が人権侵害になりかねない。人権啓発をしに行って、その当事者がそこで人権侵害に遭うというのは、それこそ本末転倒といいますか。

やはりその当事者をどこかに連れていくのならば、そこでの対応はやはりもうちょっと考えるべきであって、どういう態勢でその現場に行っているか、私はちょっと存じ上げませんけれども、市の職員が一緒に行くのか、審議会の委員が一緒に行くことになるのか分かりませんが、もうちょっとそこで適切な対応なり、そこで言われたことを三井委員はずっと抱え続けていたわけで、そこで反論するとか、当事者の声を子どもたちに聞かせに行ったのにもかかわらず、そこにいる大人が当事者の声を尊重しないということが起きているわけで、教育上も全くよろしくないですし、一緒に行った方がそこで本当に適切な対応をするなり、事前に校長会というところがどういうところか私は全く分かりませんが、出前講座をやるならやるで、事前にその校長会に対してそういう説明なり教育なり何かも必要だと思いますし、むしろ教育されるべきは校長なのではないかと思ったりもしますので、難しいことではあるのですけれども、やはり当事者の声を聞くことの重要性と、当事者に背負わすことの負荷をかけるということのバランスの中で、多分この教育啓発全体に関わることだと思うのですけど、そこはすごく考える必要があるのではないかなと思うところです。

当事者でなければ教育はできないということではないし、逆に、当事者だからといって教育ができるわけでもない。その辺はこの答申にどう生かせるかはちょっと分かりませんが、教育・啓発という上で、意識していくべきところではあるのではないかなと思います。

例えば、少し違う話になるかもしれませんけれども、国際交流が大事だというのがこの何十年言われる中で、例えば地域に朝鮮学校があると。日本の学校の公立学校のほうがたくさんありますよね。交流しなければいけないというと、その交流しましょうと来ること自体は例えばいいことなのだけれども、すごくそれが負荷になるわけですよね、外国人学校にとっては。毎週そんなイベントがあると。でも、地域に理解してほしいからそれには応じなければいけない。子どもたちは勉強しに行っているだけなのに、国際交流のために学校に行っているわけでも何でもないし、しかもその日本の公立学校の中にも、例えばカミングアウトしていない外国人、在日コリアンの子がいたりとかで、すごくどうしていいか分からなくなるというか、その辺の理解がある教諭も少なかったりという現状があったり。割と前にそういうことをよく目撃する機会があったので、今は変わっているかもしれませんけれども。

やはり教育・啓発という場における当事者の位置、役割は、さっき三井委員の意見を聞いてとても改めて思ったところなので、今後、ある種の考え方として大事なことかなと。その声を尊重しつつやはり負荷をかけずにやっていくというのは、すごく意識すべきことなのではないかなというのは思いました。

あと、もう1つなのですけれども、この人権博物館のようなというので、これも確か三井委員がおっしゃってくれたような気がするのですけど、博物館を市のレベルですぐつくるというのはもしかしたら難しいかもしれないのですが、男女共同参画だと国立市はパラソルのような拠点があって、ああいうことならもっとちょっと広く人権で可能なのかなというか、縦割りだったりすると思うので、パラソルを乗っ取るわけにはいかないと思うのですけれども、パラソルが可能な

のならば、ああいった場があるといろいろ教育という意味での拠点、相談という意味でも、教育 という意味でもあのような場があるのはやはりいいのではないかなというのは1つ。

あと、やはり教育機関との連携ですね。私自身は国立市内の大学に勤めているわけでもなければ、ここに勤めているわけではないのですが、やはり一橋大学というのはすごく資源だと思うので、もうちょっと何らかの形で、市とどういう形で連携を取れるのか分かりませんが、教育行政的な部分では。ただ、やはり資産を生かさないのはもったいないと思うので、一橋大のいろいろな専門家の先生たちと連携しながら、特に教育という意味では市民全体への教育もそうですし、市の職員に対する教育もそうですし、さっき言ったような学校の校長とかに対する教育もそうですし、大学の先生の言うことなら校長も聞くのではないかと思うので、何かもうちょっと積極的にやれることはもしかするとあるのではないかなと、ちょっと思ったりしました。

【炭谷会長】 人権博物館、これは私も大変関心があって、国立市版と書いてあるのは、まさに国立市に適した人権博物館という建物は相当お金がかかるから、そういうものを負担する力というのはなかなか国立市の財政ではありませんので。しかし、中身をうまく充実させる方法というのは必ずあるのではないかなと思っているのです。だから、つけていただいた「国立市版」というのは、やはり国立市にふさわしいものを考えていこうという意味だと思っております。いろいろなやり方があるのではないかと。今おっしゃった男女共同参画として拠点があれば。大抵、今たくさんの拠点があるのですね。それらをうまく結びつけるような中心的な機関を1つ設置するということにしても、十分、1か所に集める必要はないので、いろいろな工夫があるのではないのかなと思います。

【韓委員】 廃校になる学校とかないですか。今、少子化なので。

【炭谷会長】 廃校になる学校でもあれば、それを利用していろいろできるのではないか。実際 は人権博物館に使っているケースというのはあまり聞かないけれども。

【藤沢委員】 実は私の弟が、この近く10分足らずのところの高校に通っておりました。でも、やはり人権に関する授業とかそういうのは、東京都はなかったですね。私の子どももほとんど。ただ、学校で教えればいいのかという、ちょっとそこのところは、日本の教育観含めて疑問もあるのですけれども、とにかく取組はしていないですね。非常に率直に言って、東京都の教員の対応は悪いです。全部悪いとは言わないですが。同和教育をやっていると、悪いことをやっているみたいなことを言ったこともあります。これは荒川区の事例ですけれどもね、東京都の教育界全体の中にそういう発想が流れていると私はずっとシビアに見ている。これはどうも教員を含めて、教員組合に関わっている一部の人たちも含めて、要するにあいつらは厄介なやつらだ。外にいるのが幸いみたいなところ。そういう空気感も含めて、ずっとあるのではないかなと。あまり言うとよくないのですけれども。でも、それはちょっとそこのところはどうするかというのは大きな課題だと。

それで、もう1つ、ここでは社会教育関係について全然言及がないですが、やはり社会教育というか、青年教育というか、1つの自己学習というか、これは大事だと思うのですね。社会教育を一般的にやるのであれば行政は中身にあまり干渉しない。もちろん状況整備のほうをやっていく。促進のほうをやるのであって、中身は触らない。それはそれで尊重しながらやるとなると思うのですけれども。そういう意味で言うと、やはり市民自ら関心を持って勉強していくとか交流していくとか、そういうのがもっとあっていいのではないかなと思います。やはり原則的にきち

っと住民の学習の場所というか、こういう経験の場所、例えば学校だけではなくて、いろいろ。 そのためにはこういう会館とか、人権博物館みたいなものも必要だし、一応その拠点というか。 そこのところをやはりどうしていくかというのは、実は大きな課題ではないかなと思っていま す。ぜひそういう場所を取ったり、自主的な取組も支援したり、丁寧にやれたら国立市がすばら しくなるのではないかなと思っているのです。

【炭谷会長】 この中で、子どもの学校教育に重点を置いて書いてあるのですけれども、例えば 事業者における、職域における人権教育、啓発というところが適切かもしれませんけれども、企 業内、職場における人権研修とか、こうことを充実しなければいけなということが。国立市の場 合、企業が少ないと聞いていますけれども、それでもやはりあるのだろうと思いますので、こう いうのはやはり加えたほうがいいのではないかなと思います。

【渡邉委員】 私も市内に勤めているのですが、国立市民ではないので、国立市、かなり頑張っていて市民に対する啓発というのはあると思うのですけど、市内で勤めている者に国立市が何をしているかというのは伝わらないのです。それについて、何か工夫はないのかなと思いました。

【炭谷会長】 これは当然やっていらっしゃるのだろうと思うのですけれども、市では何かやっていらっしゃることはあるのでしょうか。企業における例えば人権啓発推進員とか必ず置くように東京都では、現在は50人以上の事業所においては人権啓発推進員を置きなさいと、一種の行政指導がされているのですね。そういうものが置かれているのではないかなと思いますが。

【事務局】 なかなか今、市内の企業に対して、人権的な研修を一緒になんていう形の働きかけというのは、まだ十分取れておりません。この人権条例ができた当初は、市内の学校等にはこの条例の趣旨をお伝えするなんていうことを試みたこともありますが、受け入れていただけるところもあれば、なかなかというところも実はあったところも実情としてはございました。ただし、企業というのは今、渡邉委員がおっしゃるように、大変必要なところだと思っております。

【藤沢委員】 東京人権啓発企業連絡会というのがありまして、今は100何十社入っているか な、200社くらいですかね。だけど、大手中心で小さいところは入っていないのですよね。埼 玉のメンバーに聞きましたら、小さいところが入ってもらいたいと思ってやっているのだけれど もなかなか入らないのだよと、企業の担当者が熱心なので、そんなことを言っていました。小さ い企業に「入ってくれ」「はい」と、そういうので勉強してくれることになったのかは分かりま せんけれども、少しそういうやり方が全ていいかどうか分かりませんけれども、そんなことも 様々考えていかなければと、啓発をしていなければならないと。そうでないと、企業として国際 的にも立ち行かないよというところがありますので、少しその辺も活用できるなら活用したいの ですけれども、また接点を持っていただけたらと。でも、例えば例の差別手紙事件、要するに差 別手紙が500通ぐらい、関西弁に対する差別も含めて、しょうがいしゃのことも書いてありま したけれども、私のところに何通も来ましたが、国立以外にも行っていた。そういう事件があり ました。そのときに、たまたま誤送付された先の1つが東芝の社員で、人権の研修を受けていた ので「こんなのが来たのですけれども」とすぐに反応した。そして本社から連絡を取って、実は こんなのが来ていますというような対応をとったそうです。私も東芝の担当者にはさすがに研修 をちゃんとやっているのだねと、少しお世辞かもしれませんけれども言っておきましたが。そう いうようなところで、企業の研修でやられているということは、それなりの意味を持つとは思い ます。

【韓委員】 今のそういう話も聞きながらなのですけれども、具体というより、ちょっと指針、 何かやはりその意識すべきという話になってしまうかもしれないのですが、原則として、教育 と、さっきの当事者とかの話にも関わるのですけれども、やはり人権とか差別という問題が全て の人にまず関わる問題であるというところが大事で、被差別属性を持っている当事者のことで、 そうでない人は関係ないということではなく、まず全員の問題であるということと、あと、やは り変化していくというか、人権という概念自体は普遍的なものですけれども、やはりその人権基 準であったり人権意識というのはすごく変化しているので、今後も多分どんどん不断に変わって いくものだと思うので、だからこそ教育啓発が重要で、追いつけない。追いつこうとしても追い つけないというか、今もまだまだ不足な部分がいっぱいあるから差別などもたくさん起きている わけですけれども、それで一生懸命やろうとしていて、でも、やればいいというわけではなく て、それが単にやればいいというレベルではなく、やはり人権基準なり人権への意識ということ 自体がやはりどんどん変わっていくものなので、そういう意味で常に満足せずやっていくべきも のなのだというか、啓発する側のほうも不断にアップデートしていかなければいけないというの は、すごく原則として大事なのではないかなと。なので、その上で、なのですが、そのためにと も言えるかもしれないのですが、あまり海外がいいみたいな意味ではなくて、やはり見る場所が 国は国で、国立市は一市ではあるのですけれども、やはり国際的な人権基準というか、その辺を 基準にしていくべきかなと。国を見ていてもしようがなくて、やはり国連なり、基本的にはその 辺が基準になっていると思うので、やはりグローバルな国際的な人権基準を目指していくのだと いうのは、どこかに言葉として入るといいのではないかなと、目標の設定のところで。どの部分 にどう入れたらいいかはちょっと分からないですけれども。

【三井委員】 私も今回スイスで行われた国際権利条約の話なんかも含めて、今、勉強していま すが、やはり日本がかなり遅れているところはあって、その部分ではやはり国際的な基準という のを追記していきたいと、一言入れていきたいと思います。例えば私は、重度しょうがいしゃと 呼ばれていますが、国連の中では重度という概念はないと。重度は医療モデルであると。権利委 員会の副委員長が言ったのでは、「集中的なサポートが必要なしょうがいしゃ」とすべきだとい うこととか、この国立市、日本で一番有名な滝乃川学園というのがありますよね。これは日本で 初めてといって、今、これが正しいのかどうか分かりませんが、みんなの滝乃川学園とか言い始 めているのですけれども、やはり施設と地域というのは全然違うということなんかも国際的な今 度の勧告みたいな中に施設はなくす方向を取るべきだというようなことを出していたりするので すよね。一方では、地域に住んで50年ぐらいたちますけれども、向こうは130年の歴史があ るそうですが、やはり基準をそういう形でよくある社会モデル、医学モデル、それから、それは 人権モデルと権利委員会の副委員長の方が言っていらしたけれども、やはりそういう視点に立っ て話したほうがいいと言ったら、私は重度でいくとまだこの論争がちゃんと解決できていません が、だけど、集中的なサポートが必要なしょうがいしゃということであれば、その人間が、1人 しょうがいを持った人間だということで対応できる部分があって、そういうことがすごく必要な ことなのだと目を見開かされた部分があったりするのですけれども、やはりそれは本当に国際的 な基準で、日本から100人ぐらいスイスに行って、いろいろ働きかけした上での勧告という形 になっているのですけれども、どの程度今の日本の制度が変わっていくのか分かりませんけれど も、そういう形でやはり立つことが必要なのではないかなという部分は感じます。

【炭谷会長】 確かに今回作っている我々の審議会の根拠になっている人権条例自身も、私の評価は国際的な潮流に乗っている最先端に近いものを目指していると、本当にその精神がかなり盛り込まれている条例ではないかなと高く評価しています。ただ、人権というのは韓委員がおっしゃったように常に変化して、むしろ私はどんどん向上、高くなっていくと、要求水準が高くなるのはある意味では当たり前のことで、これは人権の本質なのですね。そういうものを踏まえた教育や啓発が必要ですね。

最近本当に私自身感じるのは、昔は10年単位で変化したけれども、最近は半年単位ぐらいでどんどん変わっている。LGBTQなんかを考えても、もう半年ぐらいでどんどん変化、水準が変わっていきますから、そういう部分の勉強というのは必要ではないかなというふうに思っております。だから、国立市の条例を生かすためにも、今のように国際的な視点の流れを、潮流をしっかり押さえてやっていかなければいけないなと思います。

【大島委員】 藤沢委員もおっしゃっていましたけれども、やはり学校教育に比重を置きすぎるのではないのかなと、私はいつも感じるのですね。教育というとすぐ学校教育が出てきてしまうという。これは逆なのではないのかなと。生涯学習とか、そっちの視点から学校教育を取り込んでいくようなシステムができないと、やはり学校教育だけ取り出していくと、やはり遊離していく感じがどうしても拭い去れないなと思うのですね。

企業と人権というお話が出てきましたけれども、実は法務省からも今はビジネスと人権という 冊子が出ていますよね。なぜか企業と人権と言わないで、ビジネスと人権と言うので、言葉にちょっと引っかかって読み直してみたら、どうもサプライチェーンばかりではなくて、それを取り 巻く市民まで取り込んでと書いてあるのですよね。

というようなことからすると、やはりもうちょっと広く社会を見て、そこに学校も取り込んでいくというような書きぶりのほうが、恐らくこれからはいいのではないのかなと。学校だけをいくらいじくってもやはり限界があるような気がするのですね。

そういう考え方からすると、この文章のところなのですけれども、2番目なんかも、これは「"人権博物館"のような」というところで1回切れているのですけれども、それよりも後半の部分のほうがきっと先に来ないとおかしいですよね、意味が分かりづらい。ただ、それがいいかどうかはちょっとよく分からないですけれども。人権博物館というかどうかはともかくとして、そういう体制の中にいろいろなものを取り込んでいくほうが、今いろいろなところで論議された、詳しいことは僕もよく分からないのでなかなかコメントしにくいのですけど、学校の問題というのも少しは解決できるのではないのかなと思うのですね。

もう1つ、人権教育というのが厳然とあるわけではないと思うのです、学校は。プログラムはあるかもしれないのですけれども、規定されたものがあるわけではないので、その後ろ側に書いてあるようなことの人権教育となるのですよね。最近はアクティブラーニングなんていうわけの分からない言葉が出てきていて、学習指導要領のメインに入っているぐらいですから非常に難しいのですけれども、いろいろな学者さんたちが勝手なことを言ってますます分からなくなっているというアクティブラーニングですけど。要するに座学というよりは、いろいろな意見を戦わせたり、あるいはここに書いてあるようないろいろな人を呼んで話を聞いたりという、そのように変えていきましょうということなのですよね。だから、やはりそういう書きぶりしたほうがいいのではないのかなと思います。厳然と人権教育はこれですよというのがあるわけではないので。

そういうふうに思い込んでしまうと、ほかのことは教育じゃないという立場が出てきてしまう可能性があるので、やはりその辺をちょっと変えたほうがいいのかなとは思います。

【押田委員】 付け加えさせてもらうと、教育の問題では特に社会教育の問題が今、重要だということが何人かの方からも出されていて、私も本当にそう思います。国立市は比較的市民運動が多くて、いろいろな取組が他のところよりも多いのかなという気がするのですけれども、実際に私もそういう中にちょっと加わる中で、場所があまりないのですよね。公民館は1つありますけれども、市民運動としていろいろな形で何かやろうとすると、やはりその場がなかなか保障されていない部分が正直あります。だから、例えば公民館がもう1つあったっていいだろうし、それから、もう少し自由に市民に開かれていろいろな形で集まれる場所が確保されることも必要だろうと。そういう意味での社会教育的な、あるいは自発的な市民の運動というものがちゃんと保障されるような重要性というのもすごくあるのかなと思うので、そういう意味での社会教育なり、生涯教育的なその充実、企業の関係も含めて、そういう場をちゃんと保障していくことも書き加えられることが必要なのかなと思います。

【大島委員】 一橋大学との連携というお話があったと思うのですが、重要な教育資源だという。これ、私も前、ちょっと関わっていたのですけれども、スクールバディという授業があって、これはいじめ防止プログラムの1つということで、前、私がやっていたのですけれども、教室に入って、スクールバディに応募してきた子どもたちに対して、どういうことをやればいじめがなくなるのだろうというのを考えさせたり、行動させたりするような、そういうことをやるのですけれども、中学1年生が対象になるのですが。今年から、もう私もいい年なので、ずっとやるのはちょっとということで、一橋大学の林先生にお願いして、そこの配下にいる学生さん、より子どもたちに近い、そういう人たちと一緒に子どもたちにそのプログラムをやってもらう。大きく変えていただきました。教育委員会の事業なのですけれども。非常に評判がいいということを教育委員会の指導主事が言っていましたので、一応ご紹介させていただきます。

【韓委員】 今のすごくいいと感じます。特に学生が一緒というのはいいですよね。だから、人権関係のことをやっていらっしゃる、例えば先生のゼミとかと何か一緒にできたりというのは、どちらにとってもよかったりするのではないかなと、今聞いて思ったりしました。

さっきちょっと言い忘れたのは、社会教育とかで今ビジネスとか出ていたのですけれども、意見としてそういうふうに表現をするかどうかは置いておいて、人権教育なりそういうことが、普通にビジネスとかにとっても有利なのだよというか、必要なことなのだよともうちょっとみんなに発想を持ってもらう。そういうことによって、例えば訴訟とかになったら企業活動にとっても困ることですし、現代人の教養として、むしろすごくみんなにとって必要なことで、何か難しい真面目なことをやっているとかではなくて、現実的にそういう発想を持っていないと、今グローバルにビジネスができなくなっているというのは事実なので。恐らく先ほどおっしゃったパンフレットとか、企業じゃなくてビジネスになっているのはそういう意図があると思うのですね。

別にみんながいい人になる必要は何もなくて、世の中が結果的によくなればいいので、そういうアプローチというか、書き方はちょっと置いておいてですけれども、そういう発想も必要なのではないかなと思ったところです。

【炭谷会長】 経団連が、人権を彼らの方針の中心に置いているようなところですから、そういうところもあるのだろうと思います。

それでは、予定した時間が参ってきました。パブリックコメントの実施について、事務局から 何か付け加えることがありますか。

【事務局】 改めまして先ほどご説明いたしましたが、少し分かりづらかったかと思います。改めてですけれども、この基本方針における正式なパブリックコメントは、皆様から答申を頂いた後に、市として市民の皆様に問わせていただきたいと思います。その中で、この審議会の中で、今後の議論で、この審議会自体は市民の皆様も入っていらっしゃいますので、市民の代表でもある場なのですね。なので、ここで改めて市民の意見を何か聞いてみたいというような議論が今後発生すれば、そういう場を作ることについては、私ども事務局でも準備をさせていただきたいと思いますが、もしそのような議論がなければ、一応今スケジュールに組んでおります12月のパブリックコメントについては、一旦は実施をしないということで進めさせていただければと思います。何分パブリックコメントをかける際には、ある程度の中身が固まっていないことにはかけられませんので、この辺りがもう少し先の議論で何かまたありましたら意見交換していただければと思います。

【炭谷会長】 いずれにしろ市として出される場合は、しっかりと規則に基づいてパブリックコメントを求められるという手続をまず経られるということですから、そこで市民の声も出てくるところだろうと思います。

ただいまの事務局の方針、そのとおりだろうなと思うのですけれども、何かご意見ありますか。特になければ、このようなところで進めていただければと思っております。

それでは、最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】 次回の審議会は、10月17日月曜日、16時30分からを予定しています。場所は本日と同じ市役所3階第1、第2会議室です。

【炭谷会長】 本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —